

## 羽曳野市自動車改造助成事業実施要綱

制 定 平成 8 年 4 月 1 日

最近改正 平成 28 年 1 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この事業は、身体障害者が社会参加等に伴い自動車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号の自動車をいう。）を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障害者が住み慣れた地域社会のなかで自立し、社会参加の促進に資することを目的とする。

### (助成対象者)

第 2 条 本事業の対象者は、身体障害者であって次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 社会参加等に資するため、自らが所有し運転する自動車の操向装置等の一部を改造する必要がある者。

ただし、再度の申請にあたっては、助成申請の日から過去 5 年間に、本事業又は本事業と類以の事業により助成金の交付を受けた者は除く。

(2) 道路交通法第 9 1 条「免許の条件」に基づき、運転免許証に、運転できる自動車の種類等を限定する旨の条件を附されている者（自動車改造に係る限定条件）。

ただし、右上肢、左下肢に障害を有する者が改造する場合は、別途協議を行うものとする。

(3) 改造助成を行う月の属する年の前年の所得（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和 50 年厚生省令第 34 号）第 15 条関係様式第 7 号「特別障害者手当所得状届」と同様の方法により算出された額）が、当該月の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）第 7 条に規定する特別障害手当の所得制限限度を超えない者。

### (助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、自動車の改造に直接要した費用とする。ただし、100,000 円を限度とする。

### (申請)

第4条 この要綱による助成を受けようとする者は、羽曳野市自動車改造事業助成申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 本人等の所得額について市区町村長の証明書(ただし、所得限度額を超えない事が明らかな場合は、源泉徴収票等でも可。写しも可)

(2) 改造を行う業者の見積書

(3) 運転免許証(写し)

(4) 身体障害者手帳(写し)

(5) 車検証(写し)

(6) その他市長が必要と認める書類

(助成の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、その適否を決定したときは、羽曳野市自動車改造助成交付券(様式第2号)及び、助成交付指令書(様式第3号)により申請者に通知するものとする

(助成金の請求)

第6条 助成金の交付を受けた者は、速やかに羽曳野市自動車改造助成交付券及び請求書で市長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の請求を受けたときは、30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は偽りその他不正な行為によって助成を受けた者があるときは、その者から助成金の一部又は全額を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、自動車改造助成事業に関して必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から実施する。

(様式改訂)

羽曳野市自動車改造事業助成申請書（様式第 1 号）を次のように改める。